『水巻町プレミアム付商品券』取扱い加盟店との覚書

1．趣旨

水巻町商工会（以下「本会」という。）と水巻町プレミアム付商品券の加盟店（以下「加盟店」という。）は、水巻町プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）の取り扱いについて、この覚書を締結するものとする。

2．加盟店の資格及び加盟店への加入方法

水巻町内において事業所を有する企業及び事業所とする。加盟店を希望する事業所は申込期限内に商工会へ登録申込書を提出し、本会会長の承認を得るものとする。なお、今回加盟された事業所は、次年度以降も水巻町商工会が商品券事業を行う場合、自動的に脱退の申出がない限り加盟店とさせて頂きます。また、加盟店は、消費者の目に付きやすい所に加盟店ポスター及び幟旗を掲示することとする。

3．商品券の利用期間

令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）迄とする。

4．換金期間及び換金方法

販売開始日より令和2年4月17日（金）迄とする。なお、土・日・祝・祭日並びに年末・年始（令和元年12月28日から令和2年1月5日）の換金は行わないものとする。また、加盟店は、消費者より代金の支払いの際に受け取った商品券は、裏面に事業所名を記名・捺印の上、午前10時から午後3時までに商工会にて換金請求書に記入後、換金するものとする。また、5万円以上の換金請求がある場合は事前に本会へ連絡を要するものとする。換金期間を経過した商品券の換金は行わないものとする。

5．商品券の取り扱い及び釣り銭について

加盟店は、消費者が商品券を利用する場合には、現金同様に取り扱う。なお、国の指導により釣り銭は返さないものとする。

6．商品券が利用できない場合

次の場合には商品券を利用できないものとし、加盟店は消費者に説明を行い、理解を得るものとする。

1）商品券の取り扱い有効期限が過ぎている場合。
2）商品券に発行者印および番号のない場合、または、確認できない場合。
3）商品券が違反または不正に取得されたものである場合。
4）商品券が偽造、変造または、不正に作成されたものである場合。
5）商品券の変形、破損等が著しい場合。
6）税金・公共料金の支払い、事業の経費、タバコの購入、銀行への預金および貯蓄型保険、ガス・水道費支払い、家賃・土地等購入、自動車購入に使用する場合。
7）リフォームに関する使用の際、9/30（月）以前に着工並びに完了した工事の場合。

7．消費者との関係

消費者が商品券を利用の際、万一、商品またはサービスの取引について、返品・瑕疵その他の問題が生じた場合、加盟店と消費者との間で解決するものとする。

8．商品券の紛失等および不正利用についての罰則

加盟店にて盗難、紛失等された場合は、加盟店がその責任を負うものとする。また、偽造等の不正利用により本事業に損失を与えた場合、損害金の全部を負担するものとする。なお、未使用商品券の換金を行った場合は発覚以降、今後商品券の取り扱い及び換金はできないこととする。

9．変更の届け出

加盟店は、「水巻町プレミアム付商品券加盟店申込書」の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに本会に届けるものとする。ただし、チラシ印刷後は内容の変更は認めないこととする。

10．その他の事項

この覚書に記載のない事項および約款に定めのない場合は水巻町の判断により定めるものとする。

加盟店申込期限　令和元年8月2日（金）迄

申込方法

ご希望の場合は申込書に記入のうえ、商工会へ持参または FAX ください。

● 問合せ先 ●

発行販売受託 **水巻町商工会**

〒807-0022　水巻町頃末北 1-9-7

TEL 093-201-7551 FAX 093-202-9699